

第1 課題意識

里親委託解除については、従来から、①—1 他の児童との関係等で、里親から児相に対して異議をとえにくいという構造にあり、そもそも現実的に争われることが少なかった。加えて、①—2 里親への手続き保障がなく、司法審査が否定される裁判例が続いている(事例1等)ことから、里親子の断絶に対して、児相が慎重になる制度的インセンティブがない状態になっていた。親権者と同居させることを理由として、里子の発達特性から時間をかけて真実告知をするよう里親が求めた事例でも、委託解除を争った際、出訴当日に即日却下判決が出されている(事例2その後、実際には親権者が引き取っておらず、別の里親に委託していることも第三者委員会の調査により報告された)。

一方、2004年には虐待通告義務を導入するなどして、懸念があれば、幅広に一時保護を可能にした法改正があり、さらに虐待から救済できなかったと児相がバッシングを受けるようになると、②児相が、(親権者家庭における)一時保護において、児相が親との「勝ち負け」のように争い、雑ともとれる親子断絶をする事案が立て続けて明るみになった(事例3では虐待の可能性を指摘しただけで具体的な根拠を示していない1頁の当初鑑定書以降、なんら検証もしないまま、一時保護と面会制限を長期化した事案。裁判を勝ち負けのようにとらえている児童福祉司の発言などが報じられている。事例4は親子ともに望んでいなかった一時保護中に面会制限も続け、児童が命を絶った事案。事例5は、虐待であることを認めなければ親子の再統合を支援しないと「自白」の強要があった事案。報告書では、そのような実務が全国に蔓延していると指摘されている。)懸念があれば幅広に一時保護をするということは、合法的な一時保護でも、親子間の関係性に問題はなく、子を一刻も早く親の下に戻した方がいい場合もあるということを理解して入れれば、これらの事態が異常であることは容易にわかるはずであるが、虐待から救済できなかったというバッシングを怖れて児相が当事者化し、疑わしいものは、家族分離を図れば図るほどよいという思考をもっているかのようである。さらに「一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられる」という一時保護ガイドラインの記載は、誤解に基づく一時保護が存在し、その場合、親としては一時保護に同意しがたい情愛をもっているということだという常識を無視して、児相の当事者化を悪化させている疑念がある。

しかも、この流れの影響を受けてか、③虐待認定に基づく里親資格取消にまで、その姿勢が及んできた(事例6 本人供述しか「証拠」がなく、その本人供述も、本人に内容の確認を求めることなく児相が一方的にまとめたものにすぎないという事例。本事例では、虐待被害者であるはずの児童自身が「大げさに言った」と児相に対して伝えても聞き入れられず、里父が心理的虐待を行ったという認定がなされたものの、2人の里子のうち、15歳を超えた児童については本人申立による普通養子縁組が家庭裁判所によって許可された。虐待とされている件とは関係のないもう一方の里子については(児相は里父と15歳を超えた児童との間の関係がもう一方の里子との関係でも心理的虐待に当たると主張している)施設に入れられたままとなっている)。

そもそも里親委託の趣旨は、児童が安定的な養育者との関係を築ける機会を保障するためのものであって、既に養育者(少なくとも生物学上の親)との別れを経験している児童と里親との関係は、生物学上の親子関係以上に丁寧に取り扱われてしかるべきではないだろうか。それにもかかわらず、一時保護以上に親子関係の断絶となる委託解除、ひいては里親資格取消までも、一時保護以上の雑さで行われているのが現状といえる。委託解除後の里子は、里親との一切の交流が実務上禁じられ、18歳を超えて、児相の「管理」下から外れてから里親の下を訪ねるという事態になっている(入江拓講義録「社会から正当な関心が払われにくい『不調による措置変更』を体験した里親たちが眺める風景とその構造」参照)。委託解除後、当該児童が自殺した、自殺的行為により死亡したという事案も報告されている(前者里親報告、後坂本洋子著「ぶどうの木」参照)。

第2 ケース紹介

1 裁量委託解除事案

東京養育里親のケースにおいて、委託解除の取消訴訟は当事者適格を欠くものとして却下判決が出され、その後、2022年ころ、最高裁で確定されたとされる(令和元年11月7日東京地裁判決判タ1487-212。上訴審については判決集掲載不見当/国賠について東京地裁令和元年(ワ)32289→再会を別途柔軟に検討することは考えると言及するも、国賠は否定。)

その他 判決情報

平成31年3月13日判決(判例地方自治462号70頁、ジュリスト1561号118頁)

平成27年4月23日山口地裁判決

■事例2 沖縄のケース

沖縄養育里親のケースでは、委託解除の取消訴訟が訴訟申立日に即日却下された。その後、第三者による検証報告書では、里親との関係断絶について、児童の悲痛な叫び声が聞こえる等の指摘がある。また、本件は、親権者が引き取りを希望したための解除であったにもかかわらず、実際には(親権者ではなく)別の里親に委託され、断絶が続いている。沖縄県議会でも取り上げられているが、状況は変わっていない(2023年10月時点)。

2 行きすぎた一時保護にかかる検証ケース

■事例3 大阪地判R4.3.24(平31(行ウ)47号)

(2018年から2019年にわたる一時保護)

児童の傷害が故意の虐待によることを疑った当初鑑定書(虐待を疑った根拠を示す画像や医学文献は記載されていない、1頁程度の簡易なもの)に対して、保護者側からこれを否定する意見書・論文が複数提出され、聞き取りからも特に虐待を疑わせる事情がでてこなかったにもかかわらず、当初鑑定書の信用性を見直すために他の医学所見をとることをしないまま、一時保護を継続したという事案。当該鑑定書が信用できるかを検討し、自宅引き取りに向けた準備の期間にするという範囲において認めた一時保護延長を承認する審判後も、仮に否定的な意見が出たとしても、当初の鑑定書が存在する以上は、虐待の可能性を完全に否定することはできない等の理由により、他の医師の鑑定書や意見書を取得しなかった。

担当児童福祉司が「裁判は勝負みたいところがある。勝算がないとは思ってない」と述べたと報道されている。

[家裁の“忠告”無視した児童相談所の一時保護継続は「違法」 大阪地裁で異例の判決 面会制限の違法性も認める | いま、児童相談所を考える | 関西テレビニュース | ニュース | 関西テレビ放送 カンテレ \(ktv.jp\)](#)

■事例4 検証報告書 [435613.pdf \(hiroshima.lg.jp\)](#)

2020年一時保護中の児童死亡。2021年報告書

シングルマザーが経済的に困窮し児相に相談。子どもは「母親と離れたくない」と訴えていたが、児相は「子どもの心身に悪影響が懸念される」として一時保護。子どもと母親は何度も面会を希望していたが、児相は、審判中だったことや「子どもの心理状態への影響」を理由に認めずにいたところ、一時保護施設内で半年後、子どもが死亡した事件。

読売新聞オンライン 2021年4月24日 [児相保護中10代死亡 母と面会半年できず 広島県:地域ニュース:読売新聞 \(yomiuri.co.jp\)](#)

■事例5

検証報告書—誤認保護事案について— [404shiryuu.pdf \(akashi.lg.jp\)](#)

※2018年8月から2019年11月までの一時保護

【事案の概要】

生後間もない赤ちゃんが骨折をしたから、虐待の可能性を疑われた。児相は、虐待の可能性がある以上、虐待したと認めてもらわなければ、家族の再統合を前提とした支援はできないという保護者と争い、1年3か月、一時保護を継続したというもの。

【報告書より】

「従来の児相の実務慣行は、『児童の身の安全』という点を重視するあまり、親子分離により保護者との愛着形成が阻害されるといった一時保護の負の側面への配慮がおろそかになるリスクを抱えている」(検証報告書P.11)、「わが国の一時保護制度については、国連のこどもの権利委員会からも、実務慣行を改めるよう勧告がなされており」(同P9)、
『「保護者が虐待を認め、施設入所(一時保護)を認めないかぎり、家族の再統合に向けた支援(プログラム)を開始しない」というものであり、このような考え方は、全国に共通するものと思われる。しかし、この考え方は、前述のとおり、「保護者が虐待したこと」や「施設入所が必要であること」について、児相の見立てに誤りがないことを前提とするものであろう。実際には、児相の見立てが100%正しい保証はないのであり、基本方針を定めるにあたっては、結果的に児相の見立てが妥当ではなかった場合のリスクへの備えも考えておくべき』(検証報告書P10)
などと指摘されている。

3 里親資格取消処分事例

* 児童ポルノ法違反を含む犯罪で有罪判決を受けた者ですら刑の執行を終えた場合には資格を回復するのに対して、虐待は永久的な里親欠格事由となっている(児童福祉法第34条の20第1項)。しかも、その手続きは、刑事手続きのような手続き保障がなされていない。事実誤認があった場合の争い方も不明である。それでいて欠格事由に該当した場合、子本人が里親委託継続を希望したとしても不可能になる。

■事例6 令和4年4月18日付三重県知事による養育里親登録抹消処分

里親に弁明の機会がないままなされた里親資格取消処分を違法とする答申がなされたものの、三重県側は弁明の機会を与えた上で改めて里親資格取消処分すると取材に対して答えており、後日、予告通り、再度の里親資格取消処分がなされた。

10年以上養育している里親家庭で、育児相談の中で、里父及び里子が述べた供述のみを根拠として里父による心理的虐待を認定。後日、両者ともに深刻に受け止めてほしかったことから大げさに言ったとして供述を撤回している。

※その後、家庭裁判所は、15歳以上の里子について普通養子縁組を許可している。審判では、里親資格登録抹消の前提である虐待があったかは判然としないと述べている。

他方、もう一人の弟に当たる里子については一時保護が続いている。

第3 対応策(案)

1 現行法下でできること

※以下で述べる里親家庭構成員経験者とは、里親、里子、里子の同居親族であるか、そのいずれかであった者を意味する。

(1)一時保護に際して、保護の必要性を基礎づける具体的事実を摘示する

(2)被措置児童虐待調査において、具体的な「被疑事実」を摘示する

(3)同一里親に対する再委託を柔軟に検討する(検討にあたっては、里子に対して慎重に耳を傾ける、当該家庭を知る学校等の意見を聞く、検討会メンバーに里親家庭構成員経験者を入れる)

(4)里親委託にかかわる児童福祉司及び被措置児童虐待調査職員の研修を強化(里親家庭構成員経験者を講師に招く、調査職員には法的思考や事実認定に関する法律家による研修を受けさせる等)

(5)「一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられる」という一時保護ガイドラインの記載について見直し

(6)里親委託に関する検討をする会には、児童福祉審議会に里親家庭構成員経験者を入れる

(7)児童相談所について第三者評価委員会を設置し、里親委託に関するケースには里親家庭構成員経験者が委員として参画すべき

2 法改正を求めたいこと

(1)一時保護時に里親からの異議申立てを明文化する

(2)里親委託解除についての事後審査を明文化する

(3)里親資格取消についての事後審査を明文化する

(4)里親資格欠格事由についての見直し